

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第558号)

平成20年9月29日

横 情 審 答 申 第 558 号

平 成 20 年 9 月 29 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成20年5月27日市地施第119号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「神奈川区羽沢南地域におけるコミュニティハウス等施設整備場所の調査実施・結  
果及び判定等に関する文書。神奈川区区政推進課係長に適地情報を提供した次の案件。  
(1)平成17年8月 羽沢町特定地番 (2)平成18年10月 特定会社の特定賃貸物件 (3)  
その他」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「神奈川区羽沢南地域におけるコミュニティハウス等施設整備場所の調査実施・結果及び判定等に関する文書。神奈川区区政推進課係長に適地情報を提供した次の案件。(1)平成17年8月 羽沢町特定地番 (2)平成18年10月 特定会社の特定賃貸物件 (3)その他」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「神奈川区羽沢南地域におけるコミュニティハウス等施設整備場所の調査実施・結果及び判定等に関する文書。神奈川区区政推進課係長に適地情報を提供した次の案件。(1)平成17年8月 羽沢町特定地番 (2)平成18年10月 特定会社の特定賃貸物件 (3)その他」(以下(1)に係る文書を「文書1」、(2)に係る文書を「文書2」、(3)に係る文書を「文書3」という。文書1から文書3までを総称して、以下「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成20年4月21日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 平成17年8月に情報提供された土地(以下「本件土地1」という。)については、コミュニティハウスの整備にあたっては、「コミュニティハウス整備の新たな手法に関する基準」(平成16年副市長決裁。以下「平成16年基準」という。)において、用地については原則として新規取得を行わないこととしている。本件土地1については情報が提供された時点で、新規取得が必要になることからコミュニティハウス用地として不向きであることが判断可能であったため、土地情報に関する調査実施、結果及び判定等については文書化を行っていない。
- (2) 平成18年10月に情報提供された土地(以下「本件土地2」という。)については、当該土地が位置する羽沢南地域は、保土ヶ谷中学校区域に含まれている。コミュニティハウスは中学校区程度に1箇所という整備基準を設けており、保土ヶ谷中学校

区域については、常盤台に地域ケアプラザ及びコミュニティハウスを整備することが平成18年9月に決定されている。したがって情報が提供された時点で、当該地域への新規コミュニティハウスの整備が困難であると判断したため、土地情報に関する調査実施、結果及び判定等については、文書化を行っていない。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 開示請求に係る文書は、「(1)平成17年8月 羽沢町特定地番」及び「(3)その他」は口頭で情報提供したものであり、「(2)平成18年10月 特定会社の特定賃貸物件」は書面で提供したもので、非開示の理由には当たらない。
- (3) 神奈川区羽沢南地域への市民利用施設の整備については、平成16年に当時の市民局区連絡調整課担当課長名の文書の中で、「コミュニティハウス整備の設置に適しており、かつ、低廉な価格で取得（または賃貸）できる用地を選定する事が必要となります。候補地の選定や用地の取得などにつきまして、地域の皆様のご協力とご理解をいただきますようお願いいたします。」と協力要請があった。これに基づき、当時の市民局地域施設係長及び神奈川区区政推進課担当係長には、適地として、  
16年当時JR貨物線沿線、 本件土地1、 本件土地2の情報、資料を提出した。市民局地域施設係長及び神奈川区区政推進課担当係長は、現地調査を実施し、うち本件土地1には、近隣の協力者が立ち会っており、地域施設係長は本件土地2等の写真撮影を行っている。
- (4) コミュニティハウス整備に関する行政事務は、職務権限ある当局が職権に基づき組織で職務を遂行しているのである。当局は市全体の公正、公平を原則とし、市民活力推進に最善を尽くす責務を負っている。

窓口担当職員は、必要な記録文書をもって意見を付して上司及び関係部署へ報告・通報し、判断を仰ぐ制度を承知しており、これを励行しているはずである。

「事業化の可能性や情報の必要性等を考慮する」ことは、職務権限ある当局の最終判断をもって決すべきである。

当局は、当事業立案の基盤となるべき地域市民からの十分な情報を収集し、分析、整理、活用、共有に加えて、この現地調査を行うことが必要不可欠な基本条件である。多数の関係文書が当局担当者に集中し保管されているはずである。これらの文

書が皆無とすれば、当事業立案の基盤である根拠を失い、当事案は瑕疵ありとして、不成立とならざるを得ない。

- (5) 当案件に係る関係文書類については、当時の担当課長及び係長は、現在も市職員であり、誠実に対応し記録を残して、関係職員間で事務を引き継いで保管しているはずである。当案件に関する職務と記録は、一貫して継続しているはずである。「対象文書は作成又は取得しておらず不存在である」としていることは、日頃の担当職員の職務遂行を阻害した、当局の無責任による職権濫用である。
- (6) 横浜市重点政策全体への意見として、当地域の実態を明示し、当局の名において、当地域市民の諸問題を円満に解決を図るよう、公正・公明な軌道に修正されたい。

## 5 審査会の判断

### (1) コミュニティハウスの整備について

コミュニティハウスは、子どもから高齢者まで、地域における市民交流やボランティア活動、児童・青少年活動、学習活動、自治会・町内会活動等の身近な拠点として位置付けられており、中学校区程度に1箇所を整備基準として、整備が進められている。

### (2) 本件申立文書について

開示請求書の記載から、本件申立文書は、コミュニティハウスの整備に関して神奈川区役所に提供された情報のうち、本件土地1及び本件土地2ほかについて、実施機関が保有している調査実施・結果及び判定等に関する文書であると解される。

### (3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成20年7月22日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) コミュニティハウス整備における区役所と局の役割分担については、平成7年と平成17年に確認をしており、区役所区政推進課が整備候補地の選定、地元調整等を行い、市民活力推進局地域施設課が予算措置、条例改正等の全般的な区の支援を行っている。

(イ) 本件のコミュニティハウスの候補地の選定に当たって、市民に対して積極的に情報提供の依頼はしていないが、申立人は、過去に申立人あてに送付した文書の中で依頼があったと主張している。本件土地1については口頭によって、また、本件土地2については不動産の広告チラシによってそれぞれ情報の提供

を受けたものである。

(ウ) 文書 1 については、平成16年基準において用地は新規取得しないこととしている中で、本件土地 1 が民有地であって新規取得が必要になることから、コミュニティハウスには不向きな土地であると判断できたため、土地情報に関する調査実施・結果についての文書化は行っていない。当時の区役所区政推進課の係長に確認したところ、市民からの情報提供であることから、他の場所への出張の際に念のため現地を確認しておく目的で本件土地 1 に赴き、私用の携帯電話のカメラで撮影し、帰庁後に上司に口頭で報告を行ったとのことであった。口頭での報告であるため、文書は作成しておらず、また、撮影した写真データも残していない。

(エ) 文書 2 については、情報提供のあった時点では既に保土ヶ谷中学校区域の常盤台に地域ケアプラザ及びコミュニティハウスを一つの建物として整備する方針を意思決定していたため、本件土地 2 にコミュニティハウスを整備する余地はないと判断し、土地情報に関する調査実施・結果についての文書化は行っていない。申立人が不動産の広告チラシを区役所に持参した際に、当時の係長がこれを受け取って複写し、電子データに変換して当該データ（以下「本件データ」という。）を保存し、その後複写物は廃棄した。このデータについては、開示請求書に記載された「調査実施・結果及び判定等に関する文書」には該当しないと判断し、対象文書として特定はしなかった。

(オ) 本件土地 1 及び本件土地 2 以外に申立人が口頭で情報提供したと主張している「その他」の情報については、申立人に確認したが、具体的な内容を特定することができなかった。

(カ) 申立人には本件請求に係る業務は神奈川区役所の所管になる旨を説明したが、申立人からは「区全体を所管する局が文書を探して開示決定をしてほしい」との強い要望があったため、市民活力推進局地域施設課が神奈川区役所に確認した上で、担当課として本件処分を行った。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 文書 1 の不存在について

実施機関は、本件土地 1 は民有地であって新規取得が必要になることから、コミュニティハウス用地として不向きであることが判断可能であったため、当該土地に係る調査等を行っておらず文書 1 を保有していないと説明している。

一方で、実施機関は事情聴取において、当時の区役所の係長が現地に行った際に、携帯電話のカメラで現地の写真を撮影したが、帰庁後に上司に口頭で報告した後に廃棄しており、現在では保有していないとも説明している。

コミュニティハウスの整備については、平成16年基準において、「用地については原則として新規取得を行いません。」との考え方が示されていることが認められる。したがって、実施機関が、上記基準に照らして本件土地1がコミュニティハウス用地として適さないことが明らかであったため、判断に係る文書を作成しておらず、また、現場確認を行ったもののそれ以上の調査等を行っておらず調査等に係る文書を作成していないと説明していることについては、文書を作成しなかった経過としては特段不合理な点は認められない。

また、当時の区役所の係長が現地を撮影した写真については、念のため現地を確認した際に作成されたものとのことであり、帰庁後に上司に口頭で報告した時点で、不要になったと考えて廃棄したことは、不合理であるとは言えない。

#### (イ) 文書2の不存在について

実施機関は、本件土地2の情報が提供された時点において、保土ヶ谷中学校区域のコミュニティハウスは保土ヶ谷区の常盤台に整備する方針が既に決定されていたため、当該土地に係る調査等を行っておらず文書2を保有していないと説明している。

また、実施機関は事情聴取において、当該土地に関する情報提供の際に受け取ったチラシについては、それを複写して電子データ化した本件データを現在でも保有しているが、本件請求の対象行政文書には含まれないと判断して特定しなかったとも説明している。

当審査会で、本件コミュニティハウスの整備場所について意思決定した文書を見分したところ、確かに平成18年度健地第645号によって本件土地2の情報が提供される以前に常盤台への整備が方針決定されていることが認められた。したがって、本件情報が提供された後に、本件土地2に係る調査等を行わず調査等に係る文書を作成しておらず、当該土地へのコミュニティハウス整備の可否について判断した文書も作成していないとする実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

また、開示請求書の記載から申立人は、区役所に提供された情報そのものではなく、提供された情報に基づいて実施機関が調査・検討及び判定した文書を

請求しているものと考えられるため、本件データは、文書 2 に含まれないとした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 文書 3 の不存在について

申立人は開示請求書に本件土地 1 及び本件土地 2 以外に情報提供した案件として「その他」と記載しているが、実施機関の説明では、申立人に確認したが具体的な内容を特定することができなかったとのことであり、本件土地 1 及び本件土地 2 の土地以外に関して本件請求の対象行政文書が作成されたことを推認させる事情も認められないことから、文書 3 を保有していないという実施機関の主張に不合理な点は認められない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

( 第二部会 )

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実



《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年5月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年5月30日 (第59回第三部会) 平成20年6月12日 (第128回第一部会)	・諮問の報告
平成20年6月24日 (第128回第二部会)	・諮問の報告 ・審議
平成20年7月3日	・異議申立人から意見書を受理
平成20年7月9日 (第129回第二部会)	・審議
平成20年7月22日 (第130回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成20年8月6日 (第131回第二部会)	・審議
平成20年8月26日 (第132回第二部会)	・審議
平成20年9月10日 (第133回第二部会)	・審議